平成２９年（フ）第１７号
徳島県徳島市川内町富久102番地の５　リージェンシー悠久が丘、旧住所兵庫県神戸市東灘区魚崎南町６丁目12番１―514号
債務者　原田　　久
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
宮崎県日向市本町10番37号　１棟１号
債務者　高松　　建
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１１号
福井県勝山市芳野町２丁目３番15号
債務者　泉谷　孝三
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福井県あわら市二面第38号46番地１、旧住所福井県あわら市芦鶴185番地　北越アパートＣ　２
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７９７号
千葉県柏市布施961番地23
債務者　森田　珠生
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８号
千葉県我孫子市中峠台38番地の13（203号）モンシェリ角川
債務者　河野　哲己
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４号
山口県岩国市岩国２丁目18番12号
債務者　椿　　友江
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
　山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３７９号
沖縄県糸満市字米須375番地　オーシャンテラス102号室
債務者　菅野　詩亜（旧姓濵井）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８０号
沖縄県糸満市字米須375番地　オーシャンテラス102号室
債務者　菅野雄一郎
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９３４号
神戸市東灘区深江浜町124番地　ユニハイム東灘1302号
債務者　武藤　　大
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１４号
沖縄県那覇市松川１丁目８番26号
債務者　手登根直樹
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０８５号
愛知県瀬戸市八幡台４丁目６番105号
債務者　浅木　博次
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５号
愛知県半田市西新町16番地　メイツ半田605号
債務者　渡部　千穂
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６号
名古屋市守山区小幡常燈11番４号　サンパレス小幡204号
債務者　渡邊　　純
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７号
名古屋市南区五条町３丁目１番地　五条荘102号
債務者　前泊美瑞穂
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９３号
愛知県半田市乙川西ノ宮町２丁目28番地
債務者　長屋　一枝
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０３号
愛知県春日井市中切町30番地　レオパレスゆうひ201号
債務者　石黒　雄也
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部